

のびのびひろば一時保育などの休業と締切日について

4月28日(土)～5月6日(日)の一時保育、トワイライトステイ、親子ひろばは、工事のためお休みします。4月28日(土)、5月1日(火)・2日(水)は問い合わせのみ受け付けます。また、5月7日(水)・8日(木)の一時保育、トワイライトステイの締切日は4月27日(金)午後4時30分です。

同ひろば ☎0422-40-5925

子ども医療証をお持ちですか

◆乳幼児医療費助成(マル乳医療証)

0歳～小学校入学前までのお子さんの医療費の自己負担額(保険診療分)を全額助成します。所得制限はありません。

◆義務教育就学児医療費助成(マル子医療証)

小・中学生のお子さんの医療費の自己負担額(保険診療分)を入院の場合は全額助成、外来の場合は一部助成します(1回200円の自己負担があります)。所得制限があります。

印鑑・健康保険証(保護者とお子さんの分)、平成23年度住民税課税(所得)証明書(平成23年1月1日に三鷹市に住民登録をしていなかった方のみ)を子育て支援課(市役所4階43番窓口)または市政窓口へ提出

同課 ☎内線2753

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方へ

4月分からの手当額が、平成23年全国消費者物価指数の下落に伴い下記のとおり変更されました。手当額は8月の支給(4～7月分)から変更されます。

◆児童扶養手当の支給額(月額)

全部支給:変更前41,550円、変更後41,430円

一部支給:変更前41,540円～9,810円、変更後41,420円～9,780円

◆特別児童扶養手当の支給額(月額)

1級:変更前50,550円、変更後50,400円

2級:変更前33,670円、変更後33,570円

◇児童扶養手当を振り込みます

平成23年12月～24年3月分の児童扶養手当を、4月10日(火)に指定預金口座に振り込みます。利用金融機関によっては、2～5日程度入金が遅れる場合があります。

子育て支援課 ☎内線2752

母と子のちいさなお話し会 28

連雀地区住民協議会

0～3歳のお子さんと保護者

4月2日(月)午前10時30分から

所 連雀コミュニティセンター

申 当日会場へ

同センター ☎0422-45-5100

西児童館 乳幼児のあそびひろば

◆お花見演芸会

4月4日(水)午前10時30分から

◆ちびっこの日スペシャル「ちびっこの日デラックス」

4月11日(水)午前11時15分から

いずれも当日会場へ

同館 ☎0422-31-6039

星と森と絵本の家の催し(4月)

◆絵本のおはなし「どんなライオンがすきですか?」

4日(水)午後2時から

◆むかしあそびの日「おはなしばあば」

7日(土)午後2時から

◆おやじの読み聞かせ

8日(日)午後2時から

◆絵本リレー「ぶらすうた」

11日(水)午後3時30分から

◆街頭紙芝居

15日(日)午前11時30分から、午後1時から(2回開催)

◆絵本リレー

18日(水)午後3時30分から

いずれも当日会場へ

同施設 ☎0422-39-3401

むらさき子どもひろばの催し(4月)

◆乳幼児・小学生対象のスペシャルイベント「入学・入園・進級おめでとう会」

3歳～小学生(乳幼児10組、小学生10人)

7日(土)午後2時～3時

事前に同ひろばへ

同ひろば ☎0422-49-5500

※定例行事やスペシャルイベントも開催します。くわしくは同ひろばへお問い合わせください。

※4月1日(日)からむらさき子どもひろばのプレイルームを学童保育所に、現在の学童保育所をプレイルームに一時的に転用して運営します。

東児童館の催し(4月)

①おはなし会「わにぼうのこいのぼり」

ほか＝11日(水)午後3時30分～4時、②おりがみの日「くるくるちょうちょを作ろう」＝18日(水)午後2時30分～4時30分、③手作りの日「たからばこをつくろう」＝25日(水)午後2時30分～4時30分、④作ってあそぼう「紙コップシューターをつくろう」＝27日(金)午後2時30分～4時30分

◆おもちゃの病院

11日(水)午後2時～4時

特殊部品などの交換は実費

いずれも当日会場へ

同館 ☎0422-44-2150

おやこでよってチョコッとあつぷるーむ(4月後半)

NPO法人みたか市民協働ネットワーク

特に記載のないものはおおむね0～3歳のお子さんと親または妊婦10組、②妊娠15週以降の健康な妊婦(お子さん連れ2組まで)、③4カ月～1歳6カ月のお子さんと親8組、④9カ月前のお子さんと親6組

①産前・産後の骨盤ケア＝19日(木)、②マタニティヨガ＝23日(月)、③「ベビーサイン」で楽しい子育て＝26日(木)、④親子で楽しむ「ベビーマッサージ」＝28日(土)、いずれも午前10時30分～正午

所 市民協働センター

¥1,2,000円(さし付き)、②③1,500円、④1,800円(オイル・シート代を含む)

物 ④バスタオル、授乳ケープ

申 必要事項(7面参照)・お子さんの年齢・名前(ふりがな)を同センター ☎0422-46-0048・FAX0422-46-0148・Ekyoudou@collabo-mitaka.jpへ(先着制)

育児講座 ベビーヨガ

4月20日(金)①6～9カ月のお子さん＝午前10時30分～11時30分、②3～5カ月のお子さん＝午後1時30分～2時30分、いずれも初めて受講する方、各15組

所 すくすくひろば

物 バスタオル

申 4月6日(金)午前10時から直接または電話で同ひろば ☎0422-45-7710へ(先着制)

高年齢者

ねたきり高齢者訪問理美容サービスの利用申込

ねたきりなどで自ら理美容店に行けない65歳以上の在宅高齢者で、介護保険の要介護3・4・5の方

¥1回500円(年度4回まで利用可)

申 所定の申込書・ねたきり状態確認票を記入し高齢者支援課 ☎内線2627へ ※有料老人ホーム、介護施設入所中の方や入院中の方は利用できません。

ねたきり高齢者訪問理美容サービスの利用申込

ねたきりなどで自ら理美容店に行けない65歳以上の在宅高齢者で、介護保険の要介護3・4・5の方

¥1回500円(年度4回まで利用可)

申 所定の申込書・ねたきり状態確認票を記入し高齢者支援課 ☎内線2627へ ※有料老人ホーム、介護施設入所中の方や入院中の方は利用できません。

ねたきり高齢者訪問理美容サービスの利用申込

ねたきりなどで自ら理美容店に行けない65歳以上の在宅高齢者で、介護保険の要介護3・4・5の方

¥1回500円(年度4回まで利用可)

申 所定の申込書・ねたきり状態確認票を記入し高齢者支援課 ☎内線2627へ ※有料老人ホーム、介護施設入所中の方や入院中の方は利用できません。

ぼんわ会(地域生活支援介護予防事業)に参加しませんか

要支援、要介護認定を受けていない65歳以上の市民で、介護予防に取り組みたい方

4月10日～平成25年3月26日の毎週火曜日午前10時～午後2時

所 総合保健センター

¥1,200円(3カ月分)

申 4月10日(火)までに同センター ☎0422-46-3254へ。面接後、決定通知を送付(見学1回可)

認知症の方を支える家族の会(4月)

連雀地域包括支援センター

4月11日(水)午後1時30分～3時30分

所 連雀コミュニティセンター

申 当日会場へ

同地域包括支援センター ☎0422-40-2635

65歳からの筋力アップ(膝痛や腰痛の予防と解消のための運動教室)

要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の市民18人(2日間とも参加できる方)

4月16日・23日の月曜日午前10時～正午

所 総合保健センター

物 飲み物、タオル、動きやすい服装

申 4月2日(月)～6日(金)に、直接または電話で同センター ☎0422-46-3254へ(申込多数の場合抽選)。当選者のみ4月11日(水)までに案内文を郵送

同センター ☎0422-46-3254



特別障害者手当等の手当額が変更となります

国の法改正により、4月から特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当(経過措置)の金額が以下のとおり変更され、5月10日(木)の支給予定日から振込金額が変更となります。

特別障害者手当:26,260円

障害児福祉手当:14,280円

福祉手当(経過措置):14,280円

地域福祉課 ☎内線2619

4月1日から福祉タクシー券の制度が変わります

福祉タクシー券を初乗り運賃助成方式からクーポン券方式(500円券・100円券)に変更します。交付請求により年度に1回まとめて配ります。年間発行額は、4月請求の場合、慢性腎不全の方は48,000円分、自動車等燃料費助成併給者は12,000円分、そのほかの方は30,000円分になります。なお、併給者への燃料費助成数量は月30ℓまでになります。

福祉タクシー券の交付対象者として現在登録されている方

※新規に登録を希望する方は地域福祉課へお問い合わせください。

申 直接または電話で同課 ☎内線2619へ

第37回障がい児水泳教室

市内在住の障がいのある小学生～19歳(4月1日現在)の方60組程度 ※水着を着用し、プールに入ることができ保護者の同伴が必要です。

6月～平成25年3月の日曜日午前9時～11時(全10回)

所 第二体育館屋内プール

申 4月2日(月)～13日(金)(必着)に往復はがきに必要事項(7面参照)・生年月日・保護者氏名を記入し「〒181-8555地域福祉課」へ(申込多数の場合は抽選。定員に満たない場合は20歳以上の方も応募可)

※5月13日(日)に保護者説明会を行います。

同課 ☎内線2619



子宮頸(けい)がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン接種の費用を助成します

市では任意予防接種として実施されている子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンについて、市内協力医療機関で接種した場合の接種費用を一部助成します(協力医療機関以外や市外医療機関での接種は対象外)。

下記の対象年齢に該当する市民

◆ワクチン対象年齢・接種回数・助成後の接種費用(自己負担金)

①子宮頸がん予防ワクチン＝中学1～3年生の女子・3回・1回1,600円

※高校1年生相当の女子で、3月31日までに本事業により1回以上接種した方は、残りの接種分(3回からすでに受けた接種回数を差し引いた回数分)を助成対象とします(期限は10月31日(水))。

※ワクチンによって間隔(2回目)が異なります。初回に接種したワクチン以外のワクチンで2回目以降を接種した場合、その接種分は助成事業の対象となりません。

②ヒブワクチン＝生後2カ月以上5歳未満・1～4回・1回900円

③小児用肺炎球菌ワクチン＝生後2カ月以上5歳未満・1～4回・1回1,100円

※開始年齢によって接種回数が異なります。接種間隔と市内協力医療機関の一覧は市ホームページをご覧ください。

※生活保護受給者は、自己負担金はありません。協力医療機関に保護証明書を提出してください。

◆助成期間

4月1日～平成25年3月31日

物 予診票(協力医療機関に設置)、健康保険証、母子健康手帳(ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン接種の方)、保護者同意書(子宮頸がん予防ワクチン接種を希望し保護者が同伴しない場合。予診票の本人記載欄にも保護者の署名が必要)

申 市内協力医療機関に予約のうえ、予診票を記入し保護者同伴で接種を受け、窓口で自己負担金を支払ってください

同センター ☎0422-46-3254

4・5月生まれの方の健康診査

①若年健康診査＝16～39歳の市民、②成人歯科健康診査＝40歳以上の市民、③訪問歯科健康診査＝②で通院による歯科健康診査を受けることが困難な、40歳以上の在宅で寝たきりなどの状態にある方と、同居の介護家族の方

※①の対象者のうち、三鷹市国民健康保険に加入している30・35歳になる方、②の対象者のうち、40・45・50・55・60・65・70歳になる方は、市から受診票を送りますので申し込みは不要です。

◆申込・受診期間 4月13日(金)～7月31日(火)

申 直接または電話で総合保健センター ☎0422-46-3254へ。電子申請サービス

HP <https://www.e-tetsuzuki99.com/tokyo/resident/>からも申し込みます

健康・栄養・歯科相談

健康診断結果が基準値より高めの方、健康について気になる方(お子さんの同伴可)

4月20日(金)午後1時～4時

所 総合保健センター

申 事前に同センター ☎0422-46-3254へ